

# OPAT6（作業遂行 6 因子分析ツール）研究会 会則

2025 年 5 月 1 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は「OPAT6（作業遂行 6 因子分析ツール）研究会」と称する。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務局を鶴飼リハビリテーション病院リハビリテーション室（愛知県名古屋市中村区太閤通 4-1）に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、作業遂行 6 因子分析ツール（OPAT6）を用いて、評価や介入、環境調整等に関する研究・教育および多職種・関係機関との連携のための情報共有を行い、作業療法の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- 1 会員の知識および技術向上のための勉強会と研修会
- 2 学術大会・研究大会の開催
- 3 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- 4 OPAT6 及び作業療法に関する調査
- 5 その他この会の目的に資する事業

## 第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 この会の目的に賛同して入会した者を会員とする。

2 会員となろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

3 会員は、総会において定める会費等に関する規程にもとづき会費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第 6 条 この会は、会員の氏名、就業地、職種等を記載した会員名簿を作成する。

(退会)

第 7 条 会員は、理事会の定めるところにより退会の申告により退会することができる。

2 退会により会員としての資格を喪失する

3 正当な事由なく会費を 2 年間納入しないときは退会となる

## 第 4 章 総会

(総会)

第 8 条 定時総会は、会員をもって構成される。原則として年一回開催する。総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 理事、監事の選任または解任
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項  
(招集および議長)

第9条 総会は、理事会の決議により会長が招集する。

2 会長は、総会の日の2週間前までに、開催日時、場所、当該事項を記載した書面をもって会員に総会を招集する旨の通知を発する。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第10条 総会における議決権は会員1名につき1票とする。

(定足数)

第11条 総会は、会員の議決権の過半数を有する会員の出席(委任状による出席を含む)をもって成立する。

(決議)

第12条 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。ただし、賛否同数の場合は議長の判断により議決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 会則変更

(3) 解散

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第14条 この会に、次の役員を置く

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

(3) 顧問 1~2名置くことができる

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議により選定する。

3 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会則および総会の議決に基づきこの会の業務を執行する。

4 事務局長は、事務局を統括し、この会の事務を処理する。

5 全ての理事は、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、会務並びに会計を監査する。

7 顧問は、専門的な事項に関して助言を行う。

(任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結する時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 会員の資格を喪失した時には、その地位を失う。

3 欠員の補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。ただしその場合には、事前に本人に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第6章 理事会

(理事会)

第20条 理事会は前条の役員をもって構成される。

- 1 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、この会の運営・企画等に関する検討を行う。
- 3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、その過半数を持って議決する。
- 4 理事会の議事については、議事録を作成する。

## 第7章 資産および会計

(経費の支弁)

第21条 この会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(事業年度)

第22条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 組織

(委員会等)

第23条 この会は、事業の円滑な推進を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会等の構成員は、会員または学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の名称、任期、設置期間、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規定によるものとする。

(事務局)

第24条 この会は、この会の事業及び会運営の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置く。
- 3 事務局員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規定によるものとする。

## 第9章 会則変更と解散

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第26条 この会は、総会の決議により解散する。

## 第10条 個人情報情報の保護

(個人情報の保護)

第27条 この会は、業務上知り得た個人情報の取り扱いには「個人情報保護法」に従うものとする。

## 第11条 細則

(細則)

第28条 そのたこの会の活動（運営）に必要な規約条項は別に細則を設けることとする。

(附則)

この会則は、2024年5月1日から施行する。